

新発田中央ロータリークラブ規定

(出張旅行)

第1条

当クラブの会員がロータリー活動のために理事会により義務出張者として指名された者が出張するとき、本規定に定める出張旅費を支給する。

但し、地区等からの費用、料金等の支給があったときは、当クラブからの重複支給はしない。

第2条

出張は日帰り及び宿泊出張に区分する。

第3条

出張とは、第2560地区、分区が招集する講習会その他の会議等の出席、当クラブのロータリー活動及び当クラブに於いて儀礼を必要とする式典に出席するための出張をいう。但し、地区大会、地区協議会、都市連合会(IM)、国際大会、国際奉仕活動(姉妹・友好クラブ交流を含む)への出席・参加は出張扱としない。その取扱いについては当規定・諸事情を勘案し、その都度理事会で決定する。

第4条

出張旅費は交通費、宿泊料、登録料、日当の区分により支給する。

1. 交通費
 - 1) 安全上の見地から原則として列車を使用する。
 - 2) 事情により自家用車を利用することもできる。

列 車 列車を利用した運賃・料金を支給する。

(普通運賃、新幹線・特急・急行料金)

自家用車 1) 普通自動車1台につき50円/km、及び普通自動車の規定高速料金を支給する。

但し、実際に支給する交通費の金額は、内規に定める条件も加え、列車・自家用車の交通費を比較しそのいずれか安価な方とする。

2. 宿泊料 宿泊の是非及び料金は合理性・経済性から判断するものとし、その実費を支給する。但し、一泊10千円を限度とする。
 3. 登録料 実費を支給する。
 4. 日 当 5,000円
- 但し、1) 飲食等を補填するものである
2) 一日12時間を超え拘束するときに支給する
3) 登録料・その他名目で補填されるときは支給しない

第5条

本規定の改廃は理事会の決議による。

付則

本規定は、平成6年7月1日よりこれを施行する。

本規定は、平成22年12月7日改定しこれを施行する。

本規定は、平成25年4月3日改定しこれを施行する。